○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（同一三九）　一八八
○少年院種類表の一部を改正する件（法務七七）　一八九
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（財務・農林水産七）　一九〇
○大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示（文部科学四七）　一九一
○令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（厚生労働一三八）　一九二
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和七事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（農林水産五一五）　一九二
○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件の一部を改正する件（同五一六）　一九二
○昭和四十七年農林省告示第二千二百三十一号等の一部を改正する告示（同五一七）　一九二
○公害健康被害の補償等に関する法律施行令第二十五条第五号の規定に基づき、環境大臣が定める事業を定める件の一部を改正する件（環境五〇）　一九六

〔その他告示〕

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（農林水産五一八）　一九九
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同五一九）　二〇〇
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同五二〇）　二〇五
○海岸法の規定に基づき海岸保全施設に関する直轄工事を施行する件（国土交通二七一）　二〇八
○補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（環境五一）　二六八

〔官庁報告〕

官庁事項
内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則の一部を改正する規則（内閣官房）
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一三）

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第一四四号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を八〇人とすることとした。（第六条第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇デジタル庁組織令の一部を改正する政令（政令第一四五号）（デジタル庁）

1　デジタル庁に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第二条関係）

2　デジタル庁に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第三条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇復興庁組織令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（復興庁）

1　参事官の数を九人とすることとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（内閣府本府）

1　科学技術・イノベーション推進事務局に置く統括官を二人とし、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとすることとした。（第四二条第一項関係）

2　科学技術・イノベーション推進事務局及び宇宙開発戦略推進事務局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第四四条第三項及び第四八条第三項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（政令第一四八号）（公正取引委員会）

1　事務総局の官房にデジタル・国際総括審議官一人を設置することとした。（第五条関係）

2　事務総局の官房に置かれる審議官を一人減員することとした。（第五条関係）

3　事務総局の官房に置かれる参事官を一人増員することとした。（第六条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（内閣官房）

1　令和七年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第一五〇号）（国土交通省）

1　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第一五一号）（防衛省）

1　大臣官房の参事官の定数を六人から七人に改めることとした。（第一〇条の四関係）

2　防衛装備庁の調達管理部調達企画課の所掌事務である装備品等の標準化の促進に関することを装備政策部装備政策課に移管するとともに、所要の規定の整備をすることとした。（第一〇条の三、第一七三条、第一七六条、第一八八条及び第二〇一条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。